一括決済システム（ファクタリング方式）取扱規約

第１条（定義等）

１．一括決済システム（ファクタリング方式）取扱規約（以下「本取扱規約」という）において、甲は納入企業、乙は支払企業、丙は金融機関を指すものとします。

２．丙は、別途丙が認める場合を除いて、本取扱規約に定める手続きが履践された場合のみ一括決済システムの取扱を行うものとします。甲および乙は、一括決済システムの円滑な運営に協力するものとします。

３．本取扱規約において定めるデータファイル等のアップロード又はダウンロード、電子メールの送受信、ファクシミリの送受信等は、全て甲乙丙間の一括ファクタリングシステムに関する基本契約書（以下「基本契約書」という）における「送付」として取り扱うものとします。

４．基本契約書において定義された用語は、特に定めない限り、本取扱規約においても同じ意味に用いるものとします。

第２条（譲渡債権明細データ）

１．乙は、債権譲渡について、丙が別途定める様式に従い、丙所定の事項を記入した譲渡債権明細データ（以下「譲渡債権明細データ」という）を作成するものとします。

２．乙は、丙に対して、前払可能日の５営業日前までに、丙所定のウェブサイト（以下「丙サイト」という）にログインし、譲渡債権明細データをアップロードするものとします。

３．前払可能日は銀行営業日とし、譲渡債権明細データが 1,000 円未満のデータは受付しないものとします。

４．丙は、譲渡債権明細データに登録された情報に基づき、丙所定の順序に従って債権番号を付するものとします。

５．乙又は丙が一括決済システムの取扱において債権譲渡の順序を考慮して処理する必要がある場合には、前項に従い定められた債権番号を比較し、債権番号の若い代金債権を先の順序として取り扱いするものとします。

６．乙がアップロードした譲渡債権明細データに瑕疵または内容の相違等がある場合には、乙の責任において譲渡債権明細データを修正の上、前払可能日の５営業日前までに再度アップロードするものとします。

７．丙は、乙がアップロードした譲渡債権明細データに基づき譲渡債権明細書と債権譲渡承諾確認依頼書（以下「確認依頼書」という）を作成し、丙サイトにアップロードするものとします。但し、前項に定めるデータの修正その他やむを得ない事由が発生した場合はこの限りではありません。

第３条（承諾確認書）

乙は、丙サイトにログインし、譲渡債権明細書等を閲覧・プリントアウトするとともに、確認依頼書添付の譲渡債権明細書と譲渡債権明細データが一致していることを確認した後、丙が別途指定する様式の譲渡代金債権明細書兼承諾確認書（以下「承諾確認書」という）に必要事項を記入し、届出印による確認印を押捺した上で、前払可能日の３営業日前の 14:00 までに、丙所定のファクシミリ番号宛にファクシミリにより送信するものとします。なお、乙は、譲渡債権明細書に相違があった場合には、直ちに丙にその旨を連絡するものとします。

第４条（甲丙間の連絡方法等）

１．甲は、丙との間の事務手続や連絡等の手段として、ブラウザを利用した方式（以下「ブラウザ

方式」という)、あるいはファクシミリ送信を利用した方式（以下「FAX 方式」という）のいずれかを選択し、初回のアクセス確認又は送信確認完了後に本システムの取扱をすることができます。

２．ブラウザ方式とは、甲がインターネットを通じて丙サイトにログインし、第８条に定める随時割引方式による支払の申し込みを行う方式をいいます。また、本方式を選択した場合、丙から甲に対して行う丙所定の案内、連絡等は電子メールの送信により行われるものとします。

３．FAX 方式とは、丙から甲に対して行う丙所定の案内、連絡等をファクシミリの送信により行う方式をいいます。

４．甲は、前各項に定める方式を変更する場合、別途丙が定める手続きに従い、丙所定の時限までに変更手続きを行うものとします。

第５条（個別確認等）

丙は、第３条に従い乙が送信した承諾確認書の着信を確認した後、別途丙の定める手続きにより丙に届け出た乙の電子メールアドレス宛に、個別確認の完了文言が記載された電子メールを送信します。また、甲に対して代価の明細が記載された「対象債権のご案内」（以下「ご案内」という）を通知するものとします。

（1）［ブラウザ方式の場合］

丙は、丙に届け出た甲の電子メールアドレス（以下「甲アドレス」という）宛に、丙サイトにご案内のアップロードが完了した旨の電子メールを送信します。甲は、丙サイトにログインすることにより、ご案内を閲覧し、プリントアウトすることができます。

（2）［FAX 方式の場合］

丙は、甲に対し、ご案内をファクシミリにて送信するものとします。

第６条（代価の受取方法）

１．甲は、代価の受取方法として、定期割引方式、随時割引方式及び期日支払のいずれかを選択することができます。

２．定期割引方式とは、甲が定期割引方式による前払を希望する日（以下「定期割引日」という）に、ご案内記載の全代価の前払を丙から受ける方式をいいます。但し、甲が前月の定期割引を実行した翌営業日から、当月定期割引日以前に第３項に定める随時割引方式を選択した場合は、随時割引方式を優先するものとします。

３．随時割引方式とは、甲が、丙所定の方式により、丙所定の日までに丙サイトにログインし、ご案内記載の代価の中から、随時割引方式による前払を希望する日（以下「前払希望日」という）及び随時割引方式による前払を希望する代価を特定することにより、前払希望日に当該代価の前払を受ける方式をいいます。前払が可能な金額は 10,000 円以上且つ、債権金額全額について前払を受けない場合は、残りの債権金額が 10,000 円以上となる場合にのみ、前払を受けることが出来るものとします。

４．期日支払とは、甲が、定期割引方式又は随時割引方式を選択しなかった債権譲渡について、決済期日に支払を受ける方式をいいます。

５．甲は、銀行の休日を前払希望日とすることはできません。また、定期割引日が銀行の休日にあたる場合には、その後営業日を定期割引日とみなして取り扱うものとします。

６．定期割引方式及び随時割引方式の前払割引料は、割引対象となる各債権譲渡ごとに下記のとおりとします。ただし、丙は、下記短期プライムレートが廃止または変更された場合又は金利情勢の変化等に伴い必要が生じたときは、前払割引料を変更することができるものとします。また付利単位は 100 円とします。

記

割引対象となる債権譲渡の金額（100 円未満は切り捨て）×｛定期割引日又は前払希望日の２営業日前に大分銀行が定める短期プライムレート×定期割引日又は前払希望日から当該債権譲渡の決済期日までの日数（両端）÷365 ｝

７．振込事務手数料

振込事務手数料は、丙が振込を行った回数ごとに以下のとおりとします。ただし、丙は一括決済システムに関する丙に対する対価の金額が不相当となった場合には、振込事務手数料を変更する事ができるものとします。

（例）

振込先口座	振込事務手数料	
	振込金額３万円未満	振込金額３万円以上
同一店内	２２０円	２２０円
大分銀行の本支店	３３０円	３３０円
他行の本支店	６６０円	６６０円

２０１９年１０月１日現在（消費税込）

８．本取引にかかる金額の計算にあたって、１円未満を切り捨てることとします。

第７条（定期割引方式）

１．甲は、定期割引方式による前払を申し込む場合、一括決済システムの開始にあたり、丙に対して、定期割引日その他丙が別途定める事項を記入した申込書兼登録票を提出するものとします。

２．甲は、申込書兼登録票において、定期割引日として、前払可能日から１ヶ月以内に特定の日を定めるものとし、定期割引日を変更する場合、甲は、別途丙が定める手続きに従い、変更後の定期割引日の１ヶ月前までに変更手続を行うものとします。

３．丙は、甲に対し、毎月、定期割引日までに、定期割引日、前払割引料等及び前払割引金額（前払割引料等を相殺控除した後の実際の支払金額をいう。以下同じ）等を記載した振込内容のお知らせを作成し、通知するものとします。

（1）［ブラウザ方式の場合］

丙は、「振込情報確認表」を丙サイトにアップロードするとともに、甲アドレス宛に、当該アップロードが完了した旨の電子メールを送信するものとします。甲は、丙サイトにログインすることにより、前項に定める「振込情報確認表」を閲覧し、プリントアウトすることができます。

（2）［FAX 方式の場合］

丙は、甲に対し、「振込のご案内」をファクシミリにて送信するものとします。

４．丙は、定期割引日に、前払割引金額を、甲が申込書兼登録票により丙に届け出た甲の口座に振り込むものとします。

第８条（随時割引方式）

１．甲は、随時割引方式による前払を申し込む場合、ブラウザを利用して、前払希望日の３営業日前の 12：00（以下「申込期限」）までに、丙所定の手続により申込を行うものとします。

（1）［ブラウザ方式の場合］

甲は、丙サイトに申込期限までにログインし、随時割引画面において、別途丙が定める事項を登録するとともに、随時割引の申込を行うものとします。

丙は、甲に対し、前払希望日の２営業日までに、前払希望日、前払割引料等及び前払割引金額等を記載した振込内容のお知らせを作成し、通知するものとします。

（1）［ブラウザ方式の場合］

丙は、「振込情報確認表」を丙サイトにアップロードするとともに、甲アドレス宛に、当該アップロードが完了した旨の電子メールを送信するものとします。甲は、丙サイトにログインすることにより、「振込情報確認表」を閲覧し、プリントアウトすることができます。

丙は、前払希望日に、前払割引金額を、甲が別途丙所定の手続きにより丙に届け出た甲の口座に振り込むものとします。

第９条（期日支払）

１．甲は、代価のうち定期割引又は随時割引による前払を受けなかった代価について、本条に基づく期日支払による支払を受けるものとします。

２．丙は、甲に対して、決済期日の２営業日前までに、決済期日及び期日支払金額（振込事務手数料を相殺控除した実際の支払金額をいう）等を記載した振込内容のお知らせを作成し、甲に通知するものとします。

（1）［ブラウザ方式の場合］

丙は、「振込情報確認表」を丙サイトにアップロードするとともに、甲アドレス宛に、当該アップロードが完了した旨の電子メールを送信するものとします。甲は、丙サイトにログインすることにより、「振込情報確認表」を閲覧し、プリントアウトすることができます。

（2）［FAX 方式の場合］

丙は、甲に対し、「振込のご案内」をファクシミリにて送信するものとします。

３．丙は、決済期日に、期日支払金額を、甲が別途丙所定の手続により丙に届け出た甲の口座に振り込むものとします。

第１０条（支払先変更のお申込）

１．甲は、割引日を指定した定期割引、随時割引、及び期日支払のいずれのサービスを選択しても、甲が事前登録した企業に向けて振込の支払先を変更できるものとします。

２．甲は、丙に対して前払の場合、３営業日前の 12：00 まで、決済期日の場合４営業日前の 12：00 までに、ブラウザ方式の場合は丙サイトにログインし、前払の支払先変更及び期日払いの支払先変更をすることができます。

第１１条（サービスの利用停止）

丙は、甲および乙が次の各号の一に該当する者又は行為を行った場合は、本サービスの全部又は一部を停止できるものとします。

１．　他の利用者、第三者若しくは丙の著作権、財産、プライバシー、その他の権利を侵害する行為又は侵害する恐れのある行為

２．　他の利用者、第三者若しくは丙に名誉毀損等の損害を与える行為又は損害を与える恐れのある行為

３．　犯罪行為又は犯罪行為に結びつく行為若しくは犯罪行為に結びつく恐れのある行為

４．　事実に反する情報又は、事実に反する恐れのある情報を提供する行為

５．　法令に違反する行為

６．　本サービスに関する情報を改ざんする行為

７．　ＩＤ及びパスワードを不正に使用する行為

８．　本サービスの運営を妨げる行為

９．　コンピュータウイルス等有害なプログラムを本サービス又は本サービスに関連して使用し若しくは提供する行為

１０．公序良俗に反する行為

１１．その他丙が不適切と判断する行為
１２．暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）及び次のいずれかに該当する行為
（1）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
（2）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
（3）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
（4）暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
（5）役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
１３．自ら又は第三者を利用して行った次のいずれかに該当する行為
（1）暴力的な要求行為
（2）法的な責任を超えた不当な要求行為
（3）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
（4）風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
（5）その他前各号に準ずる行為

以上